



福祉保育労組と京都医労連は、下記の声明を發表しました。

国民のいのちと暮らしを危うくする医療・介護総合法案 の可決に強く抗議し、安倍内閣の退陣を求める！

昨日、2013年8月に「社会保障制度改革国民会議」の報告書が諮問した医療・介護など社会保障全体の改悪を進める医療・介護総合法案は、多くの国民、全ての野党の反対にもかかわらず、短時間の審議で、自民、公明の与党などの賛成多数で可決、成立した。

安倍首相は「高齢化が進む中、社会保障の財政基盤の安定性を考えた時に、自助の精神がなければ、社会保障を維持できないのは当然だ」と国民や患者、利用者の負担増と給付範囲の縮小は当たり前だと言い放った。この主張は、憲法25条の生存権保障と国の責務を棚上げし、社会保障の権利性をまったく理解していない誤った思想である。

この法律は、地域から病院を淘汰し、医師や看護師や介護職員の専門性を否定し、ますます介護サービスを受けにくくするなど、患者・利用者、国民の医療と介護を受ける権利を侵害する悪法である。この悪法により、地域の病院の淘汰再編成が急速に進み、医師や看護師、介護職員の業務が変質しかねない。2015年4月から、要支援1・2の訪問・通所介護事業は保険給付から外され、市町村の地域支援事業に置き換えられ、特別養護老人ホームの新規入所者は要介護3～5の人に限定される。8月からは、一割の介護サービスの利用者負担を、一定の所得がある人は二割に引き上げられ、介護施設に入所している低所得者に対する居住費や食費の補助も縮小されるなど、医療と介護サービスの質と量が低下し、重大な影響が予想される。

その内容は、国民のいのちや暮らしに関わる重要な内容であるにもかかわらず、19もの法律をまとめて改悪した。参議院の審議において、厚労大臣が法案の根拠となった資料を撤回し謝罪するなど、法案の不備が明らかになり、徹底審議は必然的である。手続き的にも、十分な議論の時間を保障せず、実務的にも大きな瑕疵があるにもかかわらず、与党は強権的に採択した。国民の生存権や幸福追求権を侵害するだけでなく、民主主義の点からも糾弾されるべき希代の悪法である。

私たちは、国民のいのちと生活に重大な影響を及ぼす悪法の発動中止と撤回を求める。そして、国民の権利を蹂躪し続ける安倍内閣の退陣を要求する。日本の社会保障と未来を守ろうとするすべての人々と共同して取り組みを進めることを表明する。

福祉保育労京都地方本部 執行委員長 前田 鉄雄
京都医療労働組合連合会 執行委員長 松本 隆浩